【重要】必ずお読みください

令和5年度大学等奨学生採用候補者の皆さんへ

貸与奨学生採用候補者のしおり

この冊子は、<u>貸与奨学生</u>採用候補者となった人が、大学等への進学後に奨学金の貸与を受けるために必要な手続きについて記載しています。 給付奨学生採用候補者となった人は、<u>併せて配付する冊子「給付奨学生採用候</u> 補者のしおり」もお読みください。





【重要】

◆あなた自身が借りるものです。

貸与奨学金(借入金)は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りるもの」 です。あなた本人が将来、返還していく義務を負います。

◆本当に必要な金額?借りすぎ注意!

貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、 奨学金の必要性、返す時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を借りるようにしてください。

◆次の世代ヘリレーされる

奨学生が学校を卒業してから返還するお金が次の世代の奨学金として使われます。

◆無理なく返還できる救済制度

返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月の返還 額を減額して返還期間を延長する制度や、返還期限を先延ばしにする制度等があり ます。

※ ただし収入等の基準を満たした場合に限ります。

◆進学前には振り込まれません

奨学金は進学後に振込みが始まります。進学前に必要となる「入学金」等には利 用できません。

【本冊子の用語】

あなた………貸与奨学生採用候補者に決定した本人

JASSO.....日本学生支援機構

採用候補者…貸与奨学金の予約を申し込んで選考に通った人(貸与奨学生採用候補者)

決定通知……採用候補者として決定したことの通知(「大学等奨学生採用候補者決定通知」)

進学届…………進学したことの届出(進学後にインターネットで行います。)

生計維持者…父母ともいる場合は2人とも。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人1人(例えば、祖父または祖母等)

社会的養護を必要とする人...

満18歳となる日の前日までに(奨学金申込時点で18歳になっていない人の場合は、奨学金申込時点

で)次の施設等に入所して(養育されて)いた(いる)人 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、児童 自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) を行う者、里親

I確認 ①手続きの流れ(目次)

貸与奨学生採用候補者に決定された方で奨学金の貸与を希望される方は、大学等へ進 学後に手続きが必要です。必要な手続きについて確認しましょう。



I 確認 ②交付書類の確認

採用候補者になった人には、「決定通知」に記載されている「交付書類コード」に応じた書類が封入されています。

「決定通知」が入っている封筒の裏面に、交付書類コード別の封入書類一覧表があり ますので、一覧表と照らし合わせて、不足している書類が無いか確認してください。

①「決定通知」にて「交付書類コード」を確認します。



②封筒の裏面にある一覧表にて、不足している書類が無いか確認してください。

工中言規の	確	認7	方法	Ł	_						
101 日本にも「大学等関学生提用候補 目候補書選考結果通知」のどちらか 質が入っていることを確認してくださ の の 大学等更学生採用候補者決定通知」 も結果通知」の表面に記載されてい	着決) が必さい。 また	2通信 (交付 (交付)		また てい 学 等 日	は ます		時にす。	同学生 この			
の去の「□」がついている書類が入: 中身を確認し、□に√をつけて入って	2021	いまる書	ず。 類を	確設	117	<1	53	1	Γ		
-	Г		21	捕り	1 0-	- 14					
言語の名称	A	8	2f	D	в) В	F	G	н		交付書類コードに応じた書	米大
置続の名称 「人7時間71日に開始未来後期日(第四の通知325 「人7時間71日の開始ままれが来来日の時の通知3	A	8	2/ C		80- E	F	G	н		交付書類コードに応じた書 が不足していないか、確認	类 []
曹操の名称 「人学等学生に同能素未足がに目前のごまたのは 「人学等学生に同能素を見ていままれ(の)のの形() 「自ち得学生に同能素を見ていままれ(の)のの形()	A	8	29 C		90-09 8 0	F	G	н	ノ 「	交付書類コードに応じた書 が不足していないか、確認	类 1し
書類の名称 「大学等学生は回帰着未足通知」(単色の通知文法 「大学等学生は回帰着を見て起来通知(単色の通知) 「賞ち賞学生」は同帰着者のしあり」(例子) 「創竹賞学生」は同帰摘者のしあり」(例子)	•	8	29 C		93 6 0	F	G 0	н	ן ר	交付書類コードに応じた書 が不足していないか、確認 てください。	業し
曹操の名称 (人 7時間7年1年1日開発本来の第日)後から連知文法 (人 7時間7年1年1日開発本美の第日)後から連知文法 (員を員学生に対象兼主要も知られのり)(例子) (前付員学生に対象兼書のしおのり(例子) (法学師準備チェックシート)	•	8	20 0		9 9 0 0	F 0 0	G 0	н	ר ר	交付書類コードに応じた書 が不足していないか、確認 てください。 ※ 万が一不足している場	
書称の名称 (大学等学生ない開始本実を強い) 除かの後知 32 (大学等学生ない開始を見なが完全し (明かの後の 32 (目か同学生ない開始を引ゅなのとのり)(明子) (前付見学生ない現価者のしのり)(明子) (法学術学業チェックシート) 2歳と年の(入学时の要用と配用のご知り)	A 0	8				F 0 0	G 0	н		交付書類コードに応じた書 が不足していないか、確認 てください。 ※ 万が一不足している場 には、学校の奨学金窓口	まし 合に
		8				F 0 0	G 0	н		交付書類コードに応じた書 が不足していないか、確認 てください。 ※ 万が一不足している場 には、学校の奨学金窓口 申し出てください。	类し 合に

I確認 ③貸与奨学金を受けられる学校等について

採用候補者が進学して貸与奨学金を受けられる学校(貸与奨学金対象校)

貸与奨学金を受けられる学校は、下表で貸与対象としている学校種別・課程です。 なお、令和5年度中に対象校へ進学しなかった場合、採用候補者としての資格を失います。

	貸与の可否(※1)	
大学・短期大学		0
	通信教育課程・放送大学	× (% 2)
	別科	O (%3)
●「専修学校(専門課程)		0
	通信教育課程	× (*2)
高等専門学校(4年次)		0 (%5)

(※1) 貸与対象の場合でも、正規の学籍で在籍する場合に限ります(「科目等履修生」「聴講生」等は不可)。

(※2) 進学届による手続きはできませんが、スクーリング受講者は進学後に奨学金の申込みが可能です。進学後に進学先の学校に相談してください。(在学採用)。

- (※3) 助産師、視能訓練士、臨床工学士、調理師、製菓衛生師、養護教諭の養成を行うもの又は畜産、園芸、外 国語、音楽若しくは美術に関する別科で職業に必要な技術の教授を目的とする別科に限り対象となります。
- (※4) 専修学校の高等課程、一般課程及び附帯教育(附帯事業)は対象外となります。
- (※5) 高等専門学校4年次に編入する場合に限ります。

⚠️ 外国籍の方へ

外国籍の方は、次のいずれかの在留資格を有している方のみ、貸与を受けられます。

「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」

※1 「定住者」は、将来永住する意思のある人に限ります。

※2 在留期限が進学日前になっている場合、在留資格の更新手続きを忘れると、奨学生に採用されません。

※3 進学時に改めて在留資格等を申告していただく必要があります。

※4 上記以外の在留資格であることが判明した場合は、採用を取り消し、振込済みの奨学金全額を速やか に返金していただくことになります。

I確認 ④採用候補者決定通知の確認

「決定通知」に記載されている内容を確認し、「進学前準備チェックシート」の「決定通知 の記載内容」欄へ転記しておきましょう。(決定通知は、「進学先提出用」と「本人保管用」 に分かれており、ここでは「本人保管用」を表示しています。)



I 確認

④採用候補者決定通知の確認

①登録番号

採用候補者に付与される番号です。

②氏名

氏名が正しいことを確認してください。

氏名に変更等がある場合は、進学後、進学先で改氏名の手続きを行ってください(8ページ)。 特に「カナ氏名」と進学届で届け出る口座名義が異なっていると、奨学金の振込みができません (12ページ)。 ※小文字は、すべて大文字で表記されています(訂正の必要はありません)。

例)ショウガク ⇒ シヨウガク

③申込内容

あなたが申し込んだ奨学金の種類を記載しています。

④選考結果

奨学金の種類ごとに、「採用候補者」に決定したか、採用候補者とならず「不採用」であった かを記載しています。

⑤選考結果の内訳

あなたが申し込んだ奨学金について、各要件の該当状況を「〇・×・一」で記載しています。 「〇」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類未提出等の理由による判定不可を含む。)、 「一」は申込時に希望していない(もしくは希望順位の高い種類が決定した)ため未判定であることを表し ます。

⑥採用候補者となった奨学金の内容

採用候補者として決定した奨学金の内容です。

※第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用する場合、給付奨学金の「支援区分」が毎年10月 に見直されることに伴い、第一種奨学金の貸与月額も毎年10月に見直されます。

⑦進学届提出用パスワード

パスワードは、「進学届」の提出(21ページ)に必要です。 パスワードは【本人保管用】にのみ記載されています。 管理には十分注意してください。

I 確認 ⑤決定内容の確認

「決定通知」に記載されている内容を確認してください。 次の項目は「進学届」の提出時(21ページ)に**変更ができます。**

項目		説明 ページ	備考			
1	奨学金の辞退 (全部辞退)	_	進学できなかった場合を含め、 <u>辞退の手続きは不要</u> です。「進学 届」を提出しなければ、すべての奨学金を辞退したものとして扱 います。			
2	一部奨学金のみ辞退	_	労働金庫の「入学時必要資金融資」(17ページ参照)を利用する 場合、「入学時特別増額貸与奨学金」を辞退しないでください。 また、「入学時特別増額貸与奨学金」は単独での貸与はできず、 必ず第一種奨学金又は第二種奨学金と併用する必要があります。			
3	あなたの生年月日	_	「決定通知」に生年月日は記載されていませんが、「進学届」提 出画面にあなたが予約採用申込時に登録した生年月日が表示さ れます。万が一、誤っている場合には「進学届」提出時に変更す ることができます。			
4	貸与月額	9ページ	貸与奨学金は、卒業後、返還が必要です。返還の負担を考慮して			
5	「入学時特別増額貸 与奨学金」の貸与額	11ページ	必要最低限の金額となるよう計画的に利用しましょう。			
6	利率の算定方法	11ページ				
7	返還方式	24ページ				
8	保証制度	_	返還方式を「所得連動返還方式」と選択した第一種奨学金は、「機 関保証」とする必要があります。			
9	生計維持者情報	—	予約採用申込時から進学届提出までの間に生計維持者に変更(生 計維持者と離別・死別等した)が生じている場合には進学届にて 生計維持者の変更ができますが、予約採用申込時の申告誤りや申 告漏れにより生計維持者の変更がある場合は、進学後に進学先の 学校へ申し出てください(再申込が必要です)。			

※ 「進学届」提出(入力)後に変更できる内容については、23ページを参照してください。

※ 「あなたの氏名」は、進学届では変更できません。進学届には、決定通知に記載されてい る氏名を入力してください。進学届提出後に、別途改氏名等の手続きが必要となります。 進学届提出後、速やかに進学先の奨学金窓口に申し出て改氏名の手続きを取ってください。

進学前に追加して奨学金を<u>申し込むことはできません</u>。

進学後に進学先の学校を通じて申込みをしてください。

例)第一種奨学金の採用候補者となった人が第二種奨学金も希望する場合等

I確認 ⑥奨学金の種類と金額

1. 第一種奨学金(無利子)の貸与月額

		大	学		短期	大学・専修学	校(専門課	程)
月額	国2	公立	私立		国:	公立	私立	
の種類	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
				50,000円				50,000円
最高月額		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
以外の月額	30,000円							
	20,000円							

注意① 該当する区分ごとに定められた範囲内での金額を選択できます。ただし、最高月額(太枠部分)は、「決定 通知」に「最高月額利用:可」と記載されている人のみ選択可能です。「最高月額利用:不可」の人は、該当 する区分の太枠以外からの選択となります。

注意② **自宅外月額は、進学した月から自宅外通学している場合のみ選択できます**。進学月の翌月以降に自宅外通 学となり自宅外月額を希望する場合、「進学届」を自宅通学として提出後、進学先の奨学金窓口に相談して 通学形態の変更手続きを行ってください。

- ※ 「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者(原則父母)のもとから通学すると学業に支障が生じる等の理由から、生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活することをいいます。
- 注意③ 専修学校(専門課程)のうち、独立行政法人が設置する専修学校は「国立」、地方独立行政法人が設置する 専修学校は「公立」の月額が適用されます。
- 注意④ 給付奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の月額が制限(「併給調整」といいます。)されます。併給調整後の貸与月額は昼間部と夜間部で異なります。詳細はJASSOのホームページにて確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html

※ 給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する人で「自宅外通学」を選択する場合、当初は自宅通学の貸与 月額が振り込まれる場合があります。 そのため給付奨学金における「自宅外通学」の書類審査完了までに振 り込まれた第一種奨学金は、通学形態変更による差額分を調整するため返金が必要となる場合があります。

2. 第二種奨学金(有利子)の貸与月額

2万円~12万円の中から、1万円単位で選択できます。

- ※ 私立大学の下記課程を履修する人で月額12万円を選択した場合、増額月額を受けることができます。
 - 医 · 歯 学 課 程:4万円(基本月額12万円 + 増額月額4万円 = 合計16万円)
 - 薬 ・ 獣 医 学 課 程:2万円(基本月額12万円 + 増額月額2万円 = 合計14万円)

3. 併用貸与について

併用貸与の採用候補者になった人は、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けるこ とができます(一方を辞退して、第一種奨学金又は第二種奨学金の一方のみを受けることもで きます)。併用貸与の場合、貸与総額(返還総額)が多額になる場合がありますので、本当に 併用貸与を必要とするかよく考えてください。利用する場合は、卒業後に返還することを考え て貸与月額を慎重に選択してください。

I 確認 ⑥奨学金の種類と金額

進学後に新たに給付奨学金の申し込みを希望される方へ

- 進学前に貸与奨学金のみを申し込み、採用候補者となった方は、進学後に、進学先の学校(※1)を通じて給付奨学金を申し込むことができます(※2)。
 - ※1 給付奨学金の支給を受けられる学校は、国又は地方自治体から授業料等減免や給付奨学金の対象となることの確認を受けた学校です。対象校は文部科学省ホームページで公開されていますので確認してください。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

※2 進学前に給付奨学金を申し込み、家計基準により不採用となった(「家計に関する基準」 が「×」となった)場合、4月に進学後すぐに、同じ種類の奨学金を申し込んでも判定の際 に基準となる年収等の対象年度が予約採用と同じであるため不採用となりますが、進学後1 年目の秋頃もしくは進学後2年目以降に申し込む場合は、採用される可能性があります。 なお、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が地方税情報に反映され る前に支援の必要がある場合は、急変後の年収見込みにより要件を満たすことが確認されれ ば、給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。

〇 第一種奨学金と併せて給付奨学金を利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が、給付 奨学金の支援区分等に応じて、減額(または増額)されます(「併給調整」といいます) (※3)。

併給調整により、第一種奨学金が減額となる場合は、JASSO にて精算処理(相殺)を 行い、一時的に第一種奨学金の振り込みが止まったり、精算処理ができない場合(併給調 整により第一種奨学金の貸与月額がO円となる場合)は返金をお願いすることがありま す。

なお、第二種奨学金は給付奨学金と併せて利用する場合でも、貸与月額の併給調整はあ りません。

※3 給付奨学金と併せて利用する場合の第一種奨学金の貸与月額(併給調整後の月額)については、JASSOのホームページでご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html

I確認 ⑥奨学金の種類と金額

4. 入学時特別増額貸与奨学金の貸与額

10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の中から、いずれか1つを選択します。

- 5. 利率·利子(第二種奨学金·入学時特別増額貸与奨学金)
 - (1) 利率について

返還利率は、選択した「利率の算定方法」に基づき、貸与終了時に決定します(年3.0%が 上限)。

- 利率の算定方法 「利率固定方式」:貸与終了時に決定した利率が返還完了まで適用される方式 「利率見直し方式」:貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直す方式

- ※1 JASSOが奨学金交付のために借りていた資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率(「利率固定方式」を選択した奨学金に対しては固定利率型、「利率見直し方式」を選択した奨学金に対しては5年利率見直し型の利率)が適用されます。
- ※2 財政融資資金の借り換えと併せてJASSOが債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の 利率をそれぞれの金額で加重平均した利率が適用されます。

参考 -

令和4年3月貸与終了者の利率固定方式による年利率は0.369%、利率見直し方式による年 利率は0.040%となっています。

(2) 増額貸与(増額月額(9ページ)や入学時特別増額貸与奨学金(11ページ))の利率

増額貸与を受けた場合の返還利率は、基本月額に係る利率と、増額部分に係る利率をそれぞ れの貸与額で加重平均して決定します。

- ① 基本月額に係る利率:前記(1)の利率
- ② 増額部分に係る利率:基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率
 (財政融資資金の利率が3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率が適用されます。)

(3) 利子について

第二種奨学金は、利子付きです。在学中は無利子ですが、貸与期間終了の翌月1日から利子 が発生します。また、初回返還期日までの期間に返還据置期間の利子が発生します。

なお、返還期限猶予(25ページ参照)中の期間については、利子は発生しません。

ご 記入しましょう

9~11 ページの「⑥奨学金の種類と金額」を参考にしながら決定通知の内容を検討し、検討結果を「進学前準備チェックシート」の 2-1. ~ 3. までの「検討後の内容」欄に記入しましょう。

Ⅱ進学前の準備 ①【全員】奨学金振込口座の準備

奨学金は、<u>奨学生本人(あなた)名義の口座</u>に振り込みます。進学するまでに使用できる口 座を必ず用意してください。

	使用できる	使用できない
金融機関	日本国内の銀行(ゆうちょ銀行を含 む)、信用金庫、労働金庫、信用組合(一 部を除く)	農協、信託銀行、外国銀行、インターネット専業 銀行(楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀 行、PayPay銀行等)、その他一部の銀行(新生 銀行・あおぞら銀行・セブン銀行・イオン銀行等)
口座	<u>あなた名義</u> の普通預金(通常貯金)口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口 座、休眠口座、

🛃 記入しましょう

「進学届」では、<u>正確に</u>振込口座情報を届け出る必要があります。あなた名義の口座を用意 したら、「進学前準備チェックシート」5. に、通帳等に記載された口座情報を正しく記入し ましょう。



※ 記入する口座があなた名義であり、使用できる口座であることを事前にご確認ください。

▲ 【注意】 □座名義について

「ロ座名義」が「決定通知」に記載された「カナ氏名」と異なる場合、奨学金の振り込み ができません。住民票に登録されている氏名をJASSOに登録し、ロ座名義も住民票に登録 されている氏名に統一してください(7ページ及び8ページ参照)。

②【全員】保証制度を利用するための準備 Ⅱ進学前の準備

貸与奨学金を受けるためには、保証制度を選択する必要があります。 保証制度を利用するためには、あなた以外の人に下表の役割をお願いすることになります。 選任する予定の人に、選択した保証制度別に下表の内容を説明したうえで選任することをお 願いし、承諾をもらってください。奨学生採用時に、正しくととのえた「返還誓約書」(22ペー ジ参照)を進学先の指定する期日までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込 済みの奨学金の全額を速やかに返金していただくことになりますので、注意してください。

【依頼する役割・内容】

	機関保証	人的保証
お願いする 役割	「本人以外の連絡先」(1人)	「連帯保証人」・「保証人」(各1人)
役割の内容	JASSOがあなたと連絡が取 れない場合に、あなたの住 所・電話番号等を照会できる 人のことです。 ※保証の義務はありません。	 連帯保証人 奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなた が返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。 保証人 あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりませんが、保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の2分の1となります(分別の利益)。また、保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき(検索の抗弁権)、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます(催告の抗弁権)。 ※JASSOがあなたに先んじて保証人に請求することはありません。
条件	あなたの住所・電話番号等を 把握している人にお願いし てください。	「連帯保証人・保証人の選任条件」(14~15ページ) ※条件に該当する方を選任できない場合や、提出書類(22ペー ジ)をそろえられない場合は、機関保証に変更してください。
必要手続	「返還誓約書」に署名しても らう必要があります。	「返還誓約書」(借用証書)に必要書類(22ページ)を 添付して提出する必要があります。 ※貸与中に、奨学金の貸与額・返還額に変動のある変更(月額の 変更等)の申請をする場合には、その都度、連帯保証人・保証 人の自署、押印および印鑑登録証明書の提出が必要になりま す。



記入しましょう

お願いをする予定の人が選任条件(14ページ参照)を満たしているかを確認したうえで、 承諾をもらった方について「進学前準備チェックシート」4. に漏れなく記入しましょう。

Ⅱ進学前の準備 【参考】連帯保証人・保証人の選任条件

連帯保護	正人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば等】			
あなたの父母。		① 父母以外の人。			
父母がいない等の場合	は、4親等以内の親族。(※)	② あなた及び連帯保証人と別生計の人。			
		③ 連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。			
		④ 4親等以内の親族。(※)			
		⑤ 進学届提出日時点で65歳未満の人。(※)			
	① あなたの配偶者・婚約者は選	任できません。			
連帯保証人・保証人	E人 ② 未成年者・学生・債務整理中(破産等)の人は選任できません。				
共通の条件	③ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60				
	歳未満の人でなければ選任で	きません。			

曽 祖父母

祖父母

父母

あなた

1 親等

子

大おじ 大おば

_{親等} 兄弟

3 親等

姉妹

甥・姪

3親等 おじ おば

いとこ

祖父母

祖父母

父母

配偶者

兄弟

甥・姪

3 親等

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族」のことをいいます(右図参照)。 ただし、4親等以内であっても「連帯保証人・保証人共

通の条件」を満たしていない場合は選任できません。

(※)については、次の【代替要件】を満たすことで選任 が可能になります。

【代替要件】

連帯保証人については「4親等以内の親族」、保証人に ついては「4親等以内の親族」又は「65歳未満」である

ことの条件を満たさない場合、「貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)の返還を確実に保証 できる資力を有すると認められる人」であることを示す書類として「返還保証書」及び資産等に関する 証明書類を提出することにより選任できます。具体的には次の条件A~Cの<u>いずれか1つ以上</u>を満たす 必要があります。事前に、その人の収入・所得や資産等に関する証明書類により基準を満たすことを必 ず確認してください。

	条件	証明書類
^	給与所得者:年間収入金額 ≧ 320万円	所得証明書、源泉徴収票等
A	給与所得者以外:年間所得金額 ≥ 220万円	所得証明書、確定申告書の控え等
В	預貯金残高 ≧ 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)	預貯金残高証明書
С	固定資産の評価額 ≧ 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)	固定資産評価証明書

上記のA~Cを組み合わせて貸与予定総額の保証を証明する場合は、以下のとおりとします。

組合せ	条件
A+B	年間収入(※1)+ (預貯金残高 ÷ 16(年)) ≧ 320万円(※2)
A+C	年間収入(※1) + (固定資産の評価額 ÷ 16(年)) ≧ 320万円(※2)
B+C	預貯金残高 + 固定資産の評価額 ≧ 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)
A+B+C	年間収入(※1) + (預貯金残高 + 固定資産の評価額) ÷ 16(年) ≧ 320万円(※2)

(※1)年間収入は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は年間所得となります。

(※2)320万円は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は220万円となります。

Ⅱ進学前の準備 【参考】連帯保証人・保証人の選任条件

このページでは、特にお問い合わせの多い「保証人」の選任に関するQ&Aを掲載していますので、参考にしてください。

Q1 離婚して親権を失った父(母)親を保証人に選任できますか。

Q2 養子縁組により親権を失った実父(実母)を保証人に選任できますか。

Q3 配偶者の父(母)を保証人に選任できますか。

- A 条件付で保証人に選任できます。あなた(採用候補者本人)及び連帯保証人と別生計の方で あって、「返還誓約書」を提出する際に「返還保証書」及び資産等に関する証明書類を提出す ることにより「貸与予定総額の2分の1の返還を確実に保証できる資力を有する」と認められ る方(14ページ参照)であることが条件です。
 - ※ 進学届提出時に、保証人の「あなたとの続柄」を「父」(「母」)ではなく「その他(知人 等)」として入力することが必要です。

Q4 兄(姉)を保証人に選任できますか。

A 兄(姉)については、次の①・②の条件を両方とも満たせば、保証人として選任できます。

- ① 学生でない方(学生である方は保証人に選任できません)
- ② あなた及び連帯保証人と別生計の方

※ 兄姉は2親等の親族であるため、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出は不要です。

上記の場合でも、特に、「連帯保証人・保証人共通の条件」(14ページ参照)について、条件に合致していることを確認してください。

- (1) あなたの配偶者・婚約者は選任できません。
- (2) 未成年者・学生・債務整理中(破産等)の方は選任できません。
- (3) 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあなたが満45歳を超える場合は、その 時点で60歳未満の方でなければ選任できません。

Ⅱ進学前の準備 ③【該当者】「入学時特別増額貸与奨学金」の手続き

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を申し込み、<u>審査の</u> 結果、融資を受けられなかった世帯の学生・生徒を対象とする奨学金です。決定通知の「2. 採用候補者となった奨学金の内容について」の入学時特別増額貸与奨学金の欄に書かれている 内容を確認し、以下のフローチャートに沿って、手続きを進めます(決定通知に、「国の教育 ローンの申込み:不要」と書かれている場合、日本政策金融公庫への「申込み」は省略できま す)。



Ⅱ進学前の準備 ④【該当者】労働金庫の「入学時必要資金融資」

1. 労働金庫の「入学時必要資金融資」(以下、「つなぎ融資」)とは

JASSOの「入学時特別増額貸与奨学金」は<u>進学後に貸与するもの</u>であり、進学前に必要と なる資金に充てることはできません。

「つなぎ融資」は、「決定通知」に記載された「入学時特別増額貸与奨学金」(奨学金申込時に選択した金額)の範囲内で、進学前に必要な資金を労働金庫が融資するものです。

「つなぎ融資」を利用した場合、進学後に振り込まれる「入学時特別増額貸与奨学金」により、利子を含めて一括で返済することになります。

2. 「つなぎ融資」を受けるまでの手続き

「つなぎ融資」を申込む際は「入学時特別増額貸与奨学金」を受けることができることを証明する書類を労働金庫に提出することが必要です(18ページ「⑤【全員】進学時に用意する書類の確認」の「〇」が記載されている書類)。

※ 進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、<u>つなぎ融資を</u> 利用できない場合がありますので、ご注意ください。

詳細は、別紙『**入学時必要資金融資のご案内**』(該当者のみ配付)に記載されていま す。利用を検討する際は、別紙を必ずお読みください。

I進学前の準備 ⑤【全員】進学時に用意する書類の確認

下の表であなた自身が用意する必要のある書類を確認し、<u>進学後</u>、進学先の学校から指示のあった際にいつでも提出・確認ができるよう、用意しておいてください。

○……進学先へ提出が必要なもの

●……「進学届」提出(入力)の際、手元に置いておく必要のあるもの

-.....用意が不要なもの

		「入学時特」	別増額貸与奨学	金」の利用
書類の名称	書類の内容・注意点	利用	利用したい	
		^{『国の教育ローン』} 申込 <u>必要</u>	^{『国の教育ローン』} 申込 <u>不要</u>	
「採用候補者決定通知」 【進学先提出用】	決定通知の裏面に必要事項をすべて 記入したうえで、進学先に提出してく ださい。 (欄外※)	0	0	0
「採用候補者決定通知」 【本人保管用】	「進学届」を入力する際に必要な「パ スワード」が記載されています。 (欄外※)	•	•	•
「進学前準備チェック シート」	決定した内容について、変更する必要 がないかを確認し、結果を記入しま す。確認結果は進学後、「進学届」で 入力する際に必要な情報です。	•	•	•
「入学時特別増額貸与 奨学金に係る申告書」	『国の教育ローン』を利用できなかっ た旨を申告するための書類です。『国 の教育ローン』の申込者が記入しま す。該当の人にのみ、封筒に同封され ています。	0		
融資できない旨を記載 した日本政策金融公庫 発行の通知文のコピー	『国の教育ローン』を申込み、審査を 行った結果が、日本政策金融公庫より 封書又は圧着ハガキで送付されます。 圧着ハガキの場合は、 <u>申込者(父母)</u> 氏名が記載されている宛名面も併せ て提出してください。	0		

※「採用候補者決定通知」を紛失した場合、インターネット(スカラネット)より 「採用候補者決定通知(簡易版)」を印刷してください(19ページ参照)。

Ⅱ進学前の準備 【参考】採用候補者決定通知(簡易版)の印刷

「採用候補者決定通知」は、奨学金を申し込んだスカラネット(インターネットサイト)より、「簡易版」を印刷することができます。

万が一、「採用候補者決定通知」を紛失した場合には、次の手順で簡易版を印刷し、進学後の手続きには印刷した簡易版を使用してください。

①スカラネットのトップページにアクセスし「予約採用申込へ」をクリックします。



(注)実際の画面の表示と異なる場合があります。

②スカラネットにログインします。



Ⅱ進学前の準備

(参考)採用候補者決定通知(簡易版)の印刷

③メインメニューにある「申込状況の確認」をクリックします。



④「申込状況の確認」画面にある「選考結果確認」をクリックします。

⑤「選考結果」画面の最下部にある「採用候補者決定通知(簡易版)の印刷」をクリッ クすると、簡易版の印刷を行うことができます。

		選考結果				
登録番号 学年等 出席番号 氏名	1999000-100-00001 3年1組 12 奨学 まなぶ 様 (ショウガウ マナブ)	令和4年10月××日 独立行政法人 日本学生支援機構				
機構は、あなたを下記のとおり令和5年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。 ついては、あなたが令和5年度に本機構奨学金対象の学校に進学(高等専門学校3年次生の場合は本機構 奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学。以下同じ)し、学校の定める 期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振り込みを開始します。 1.申込内容及び選考結果						
#	松内容 松付奨学 谷付奨学	貸与奨学金 金 第1希望 第2希望 入学時特別増額 均上期世分				
「令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知(進学先提出用)」を万が一紛失された場合は、 「採用候補者決定通知(簡易版)の印刷ボタンを押して、表示される「令和5年度大学等奨学生 採用候補者決定通知(簡易版)」をA4サイズで印刷し、進学先の学校へ提出してください。 「採用候補者決定通知(簡易版)の印刷」ボタンを押して、表示される「令和5年度大学等奨学生 採用候補者決定通知(簡易版)の印刷ボタンを押して、表示される「令和5年度大学等奨学生 採用候補者決定通知(簡易版)の印刷」ボタンを押して、表示される「令和5年度大学等奨学生 採用候補者決定通知(簡易版)の印刷」ボタンを押して、表示される「令和5年度大学等奨学生 の学校へ提出してください。 「採用候補者決定通知 (簡易版)の印刷」を クリックします。						
「採用候補者決定通知 (簡易版)の印刷 前の画面に戻るときは、下の「戻る」 ボタンを押してください。						

Ⅲ進学後の手続き 必要書類提出、「進学届」の提出等

奨学金の貸与を受けるには、進学先の学校を通じて「進学届」を提出することが必要です。 学校の定める期限までに手続きを行わなければ、奨学金を辞退したものとみなします。

1. 進学時の提出書類

進学したときは、速やかに18ページの表のうち「O」が記載されている書類を進学先の奨学金窓 ロに提出します。

※ 進学先の学校から奨学金の説明会への出席を指示された場合は、必ず出席してください。

2. 「進学届」の提出

「進学届」は、進学後、速やかにスカラネット(インターネット)より提出します。 入力期間や手順等については、<u>必ず進学先の学校の指示に従ってください</u>。

※ 病気等やむを得ない事情により学校が定める入力期間中に提出できないときは、速やかに進学し た学校に相談してください。

3. 採用・奨学金の振込開始

「進学届」を提出すると、貸与奨学生として採用され、奨学金の振込みが開始されます。 初回振込月は「進学届」の提出時期によって異なりますが、振込開始が5月の場合、4月分と まとめて2か月分(入学時特別増額貸与奨学金を利用する場合は併せて)振り込まれます。

※ 「進学届」にて入力(確認)した奨学金振込口座があなた名義の口座でなかったり、入力した内容に誤りがある場合は振込みが遅れます。

4. 採用時の交付書類

貸与奨学生として採用されると、進学先の学校から次の書類が交付されます。

	交付書類	交付対象	交付書類の説明
1	奨学生証	全員	貸与奨学生としての資格を証明するものです。記載事項に ついて誤りがないか確認し、大切に保管してください。
2	貸与奨学生のしおり (ダイジェスト版)	全員	採用された後の手続きや返還誓約書の書き方等に特化して 説明したものです。よく読んで活用してください。また、貸 与中の諸手続きや、返還にあたっての注意等も記載された 「貸与奨学生のしおり」は、JASSOホームページに掲載さ れていますので、あわせてよく読んでください。
3	返還誓約書	全員	あなたとJASSOの金銭消費貸借契約を明確にする契約書 (借用証書)です。借用予定金額、保証制度、貸与終了後の 返還方法等を確認し、進学先の学校が定める期日までに、必 要書類とともに必ず提出してください。(22ページ参照)
4	保証依頼書•保証料 支払依頼書	機関保証制度 選択者のみ	進学先の学校が定める期日までに、「返還誓約書」と併せて 必ず提出してください。(22ページ参照)

Ⅲ進学後の手続き 「返還誓約書」の提出

奨学金の振込みが開始されると、進学先の学校より「返還誓約書」が交付されます。必要な 内容を記入のうえで「返還誓約書」を進学先の学校が定める期限までに提出しなければなりま せん。

期限までに「返還誓約書」を正しく提出しない場合は、採用を取り消し、振込済みの奨学金 全額を速やかに返金していただくことになります。

(1) 自署押印・提出書類の一覧

「返還誓約書」の提出にあたり、余裕をもって準備してもらえるよう、何が必要であるかを 予め選任した連帯保証人、保証人へ伝えておきましょう。

	対色の上	「返還誓約書」※1		
		自署	押印	その他提出が必要な言類(※1)
機 関	あなた	必要	不要	・「住民票」(※2) ・「保証依頼書・保証料支払依頼書」
保	「本人以外の連絡先」に選任した人	必要	不要	なし
証	親権者(※3)	不要	不要	・「保証依頼書・保証料支払依頼書」
人的保証	あなた	必要	不要	・「住民票」(※2)
	連帯保証人		必要	 ・収入に関する証明書類 ・「印鑑登録証明書」
	【代替要件】で選任した人	必要	。 (実印)	(上記に加え)「返還保証書」資産等に関する証明書類
	保証人	必要	必要 (実印)	•「印鑑登録証明書」
	【代替要件】で選任した人			(上記に加え)・「返還保証書」・資産等に関する証明書類
	親権者(※3)	不要	不要	なし

なお、
書類はマイナンバーの記載がないもの
を用意します。

※1 進学届で希望する奨学金の種類ごとに書類の提出が必要です。

※2 あなた(奨学生本人)の住民票については、申込時にマイナンバーを提出していることにより、 提出を省略できます。

※3 進学届提出時点において、あなたが未成年(18歳未満)の場合は記入が必要です。

(2) 割賦方法の選択

「定額返還方式」(24ページ参照)を選択した奨学金については、割賦方法を選択してください。 ※ 「所得連動返還方式」(24ページ参照)を選択した第一種奨学金は「月賦返還」となります。

(3) 個人信用情報の取扱いに関する同意

個人信用情報の取扱いについては26ページを参照してください。

№ 貸与中の手続き 変更事項の届出、適格認定

1. 奨学生になってから変更できない事項・できる事項

(1) 奨学生になってから(「進学届」の提出後)は変更できない事項

	事項	説明・備考
1	「入学時特別増額貸与奨学金」の額	1回の振込で貸与終了となるため。
2	(第一種+「入学時特別増額貸与奨学金」を受ける場合) 「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法	1回の振込で貸与終了となるため。
3	機関保証から人的保証への変更	

(2) 奨学生になってからも変更できる事項

	事項	説明・備考
1	奨学金の辞退	「返還誓約書」を正しく提出した後は、いつでも辞退する(やめる) ことができます。
2	奨学金振込口座	変更できる振込口座の条件については、12ページと同じです。
З	貸与月額	給付奨学金と併せて利用する第一種奨学金は、変更できない、又は、 給付奨学金の支援区分に基づき変更される場合があります。
4	月額の利率の算定方法	貸与終了後は変更できません。
5	返還方式	第一種奨学金については、返還方式(24ページ参照)を変更できます。 なお、貸与終了後は「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。
6	連帯保証人・保証人・本 人以外の連絡先	変更する際も、選任条件(14ページ参照)を十分に確認してくだ さい。
7	保証制度 (人的保証→機関保証)	貸与開始月までさかのぼり、保証料を一括で所定の期限までに支払 う必要があります。

2. 貸与奨学金継続願•適格認定

奨学金の貸与を受け続けるためには、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。 貸与期間は原則として修業年限の終期まで(4年制の大学学部であれば4年間)ですが、毎年1 回、貸与の継続を希望するか否かを確認(継続願の提出)し、また、奨学生としての適格性が 保たれているかの確認(適格認定)をしています。

期限までに必要な手続きを怠ると奨学生の資格を失います。また、学業成績が不振等の場合 は、奨学金の貸与が打ち切られることがあります。

奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励むとともに、必要な手続きを期日内に行ってく ださい。

V 奨学金の返還 返還に関する手続き

貸与奨学金は「もらう」ものではなく、あなた自身が「借りる」ものであり、あなた本人が 返還していく義務を負います。返還に関する手続きは以下のとおりです。

1. 口座振替による返還

① 返還方法

奨学金の返還は、貸与終了時に指定した口座からの口座振替(引落し)となります。

利用可能な金融機関 ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行(三菱 UFJ 信託銀行・みず ほ信託銀行・三井住友信託銀行のみ)・信用金庫・労働金庫・信用組合(一部を除く)・農業 協同組合・信用漁業協同組合連合会及び一部の漁業協同組合

② 返還開始時期

貸与終了の翌月から数えて7か月目(3月に貸与終了した場合は10月)に始まります。

2. 割賦金(毎月の返還額)

毎月の返還額は、選択した返還方式等により次のとおりになります。

ア「定額返還方式」の場合

返還期間(回数)が貸与総額により定まり、毎月の返還額は返還期間および割賦方法 (「返還誓約書」にて以下のどちらか1つを選択)により定まります。

イ 「所得連動返還方式」の場合(第一種奨学金のみ)

前年の所得に応じて、その年の毎月の返還額が決まります。(毎月の返還額により、返 還期間は変動します。)ただし、初年度の返還月額は定額返還方式による返還月額の半額 とし、それでもなお返還が困難な場合は、申請により月額2,000円に減額ができます。 ※ 毎月の返還額は、「課税対象所得×9%÷12」となります(最低返還月額は2,000 円です)。

V 奨学金の返還 返還に関する手続き

https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/

3. 繰上返還

貸与終了後はいつでも繰上返還(一部または全部)ができます。利子付の奨学金を繰上返還した場合、繰上に相当する期間の利子はかかりません。

※ 貸与中は、繰上返還をすることはできません。在学中に繰上返還をしたい場合は、貸与 中の奨学金を辞退する必要があります。

4. 救済制度

病気や失業等で返還が困難になった方のために、次の救済制度があります。

① 減額返還

毎月の返還額を1/2(または1/3)に減額して、適用期間に応じた分の返還期間を延長する 制度です。1年ごとに願い出て、適用期間は最長15年(180か月)まで延長可能です。 ※「所得連動返還方式」を選択している第一種奨学金については、減額返還制度は利用できません。

② 迈還期限猶予

経済困難等の理由の場合、<u>原則通算10年を限度として返還期限を猶予(先送り)する制</u> 度です(1年ごとの願出)。

申込時の家計状況によりJASSOが認定した場合、卒業後、一定の収入を得るまでの 間は通算期間の制限無く返還期限の猶予を願い出ることができます。

該当する場合は、決定通知の「第一種奨学金」の欄に「猶予年限特例:対象」と記載 されています。

③ 在学猶予

奨学金の貸与終了後に引き続き在学(又は進学)する場合、願出により返還期限が猶予(先送 り)されます。最長10年間(120か月)の適用期間の制限があります。

④ 返還免除

死亡または精神・身体の障害により就労不能と診断された場合に、願出により返還を免除する 制度です。

V 奨学金の返還 返還に関する手続き

5. 奨学金の返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。

① 地方公共団体が実施する奨学金返還支援策(地方創生)

地方公共団体と地元産業界が協力し、地元企業に就職した方を対象に、奨学金の返還を支援 する取組みが行われております。JASSOのホームページで、こうした取組みを紹介しておりますので、是非ご活用ください。

② 企業の奨学金返還支援(代理返還)制度

各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するために、企業がその社員に対し、返還を支援 する取組みが行われています。JASSOのホームページで、こうした取組みを紹介 しておりますので、是非ご覧ください。

n.

6. 個人信用情報の取扱い

① 個人信用情報の登録

奨学金の返還開始から6か月が経過後、<u>延滞3か月以上となった場合、「個人信用情報</u> 機関」にあなたの個人情報・契約の情報・返還状況が登録される対象となります。

※ 一度登録された情報は、延滞中はもちろんのこと、延滞を解消しても「過去に延滞していた 人」として登録され続け、返還完了の5年後に削除されます。

② 個人信用情報機関に登録された場合の不利益

個人信用情報機関に「延滞者」として登録されると、その情報を参照した金融機関等から「経済的信用が低い」と判断されることがあります。

※ この場合、自動車や住宅等の各種ローンが組めなくなる場合があるほか、クレジットカードが発行されなかったり利用が止められたりすることにより、各種料金(公共料金や携帯電話等)の引き落とし、ショッピング(インターネットを含む)やキャッシング等ができなくなったりする場合があります。

